

保育所等給食物資納入業者登録申請要領

令和8年度に上尾市立保育所等給食の食材納入を希望する方は、下記により関係書類を提出してください。今回の申請による有効期限は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

なお、本登録は上尾市立保育所へ給食用物資を納入する資格を得るための申請であり、給食用物資の発注をお約束するものではありませんのでご了承ください。

記

1 申請書の受付期間

令和8年2月10日(火)～令和8年2月20日(金)まで

2 受付方法

保育課へ直接持参（土曜日・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）

または郵送（締切日必着）

3 提出書類等

「保育所等給食物資納入業者登録申請書」（別紙）

「食品営業許可証もしくは営業届出書の写し」

4 配送場所

給食用物資の配送対象となる保育所は以下のとおりです。

	保育所名	住所
1	上尾保育所	上尾市本町 4-13-1
2	原市保育所	上尾市原市 3241
3	大谷西保育所（つくし学園含む）	上尾市壱丁目東 22-1
4	上尾西保育所	上尾市春日 2-20-3
5	あたご保育所	上尾市愛宕 2-23-22
6	かわらぶき保育所	上尾市瓦葺 2248
7	大谷保育所	上尾市西宮下 4-380-3
8	小敷谷保育所	上尾市小敷谷 723-1
9	原市南保育所	上尾市原市 4166
10	緑丘保育所	上尾市緑丘 2-3-19
11	上平保育所	上尾市西門前 498-1
12	畔吉保育所	上尾市畔吉 1319-1

5 食材の発注と納品について

食材は各保育所から納品希望月の約1か月前に発注し、各保育所に納品していただきます。配送先は、配送車の保有台数・納入保育所までの距離やルートを勘案し決めさせていただきます。

6 配送日・配送時間

月曜日から土曜日まで（年末年始（12月29日から翌年1月3日）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

（1）当日に使用する食材で、保育所で食材カットが必要なもの。午前のおやつで使用するもの（青果類・卵類・大豆製品・麺類、牛乳・乳製品）

午前8時30分～8時45分を原則とし、各保育所で定めた時間とする

（2）当日に使用する食材で、保育所で食材カットが不要なもの（肉類、魚類）

午前8時30分～9時00分を原則とし、各保育所で定めた時間とする

（3）当日の午後のおやつに使用する食材で、保育所で食材カットが不要なもの（パン類、和菓子）

午前11時までを原則とし、各保育所で定めた時間とする

（4）常温保存可能な食材（米・雑穀類、粉ミルク、調味料、乾物類、菓子・飲料、その他）

事前に各保育所調理員と日時について打ち合わせた上で、各保育所に納品する

7 募集業種・及び募集業者数

募集業種	代表的な品目	募集業者数
◆米・雑穀類	うるち米、もち米、押麦	上限なし
◆肉類	鶏肉、豚肉、牛肉、食肉加工品	3業者程度
◆魚類	鮮魚	3業者程度
◆青果類・卵類・大豆製品・麺類	野菜、きのこ、いも類、海藻類、果物、鶏卵、豆腐、生揚げ、油揚げ、中華麺、うどん	6業者程度
◆牛乳・乳製品	成分無調整牛乳、ヨーグルト	6業者程度
◆粉ミルク	育児用ミルク、フォローアップミルク	上限なし
◆パン類	食パン	2業者程度
◆調味料	油、砂糖、しょうゆ、酒、本みりん等	上限なし
◆乾物類	小麦粉、わかめ、切干大根、ツナ缶、昆布等	上限なし
◆和菓子	まんじゅう、あんこ等	2業者程度
◆菓子・飲料	市販菓子、飲料	上限なし
◆その他	アレルギー対応食品他	上限なし

- ・品質、価格の均一化を図るため、業種ごとに登録の募集業者数を設けています。なお募集業者数は「主な業種」の申請数で数えます。
- ・納入を希望する代表的な品目が含まれている業種を「主な業種」で一業種申請してください。
- ・代表的な品目以外にも納入可能な品目があれば「その他の業種」で申請してください。(複数申請可能) 主な業種で登録業者が少ない場合や、配送車が少なく納品希望時間に間に合わないと考えられる場合は配送をお願いする場合があります。
- ・青果類は毎日食材の納品があるため、卵類、大豆製品、麺類も調達・納入していただきます。
- ・配送時間が短い業種は、二業者以上募集します。例) 青果類・卵類・大豆製品・麺類、牛乳・乳製品、肉類、魚類
- ・配送時間に幅がある業種については募集の上限は設けません。例) 米・雑穀類、粉ミルク、調味料、乾物類、菓子・飲料、その他 (アレルギー対応食品)

8 募集業者

数を上回った場合の登録及び発注の選定基準

＜募集者数を設けている業種＞

業種ごとに募集の想定者数を上回った場合のみ下記の基準から総合的に判断し選定します。

- ① 事業所等の所在地区分は市内業者>準市内業者(※)>市外業者の順とする
※準市内業者…上尾市内に本店以外の事業所を有する者
- ② 上尾市及び近隣自治体保育所・小中学校給食への納入実績
- ③ 営業実績（営業年数）
- ④ 輸送能力
- ⑤ 工場所在地

＜募集業者数を設けていない業種＞

発注については見積もり提出後に、品質・価格を勘案し発注先を選定します。

9 納入にあたっての注意点

＜全体物資＞

- ・食品衛生法及び食品に関する法令等を遵守していること。
- ・集団給食施設等における食中毒を予防するための厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守していること。
- ・保育所給食では限られた時間内に大量の食材を調理するため、各調理室において処理可能な食材を使用します。また保管場所にも限りがある為、常温保存可能なものを除き原則当日使い切る量を、使用日当日に納品すること。
- ・腐敗、病害虫による痛み等がないこと。
- ・衛生的で鮮度が高く、良質のものであること。
- ・1回に納入される物資の規格・品質等が揃っていること。

・極力、国内産のものにすること。

＜業種別物資＞

【米】

地産地消の観点から埼玉県産のお米を納品すること。

【青果】

原則国内産であり、産地が明示できること。

【肉】

原則国内産であり、産地が明示できること。指定した単位(10 g 単位)にカットし、チルド状態で原則当日に納品すること。保管場所が確保できる日は、チルドで前日納品も可とする。

【魚】

産地・加工地が明示できること。骨抜きで指定した単位(10 g 単位)にカットし、チルド状態で当日に納品すること。保管場所が確保できる日は、冷凍品で前日納品も可とする。

【和菓子】

保育所行事で使用することが多いため、通常の商品の他、アレルギー児に配慮した三大アレルゲンフリー（小麦粉、卵、乳・乳製品を使用していない）の商品も併せて製造・納入できること。例）紅白まんじゅうと米粉紅白まんじゅう

10 申請資格

- (1) 令和7・8年度「上尾市少額等随意契約希望者登録者名簿」もしくは「上尾市物品等競争入札参加資格者名簿」に登録済みであること。
- (2) 物資の納入に関し指示どおりの期日、時刻及び場所に所要の数量を確実に納入することができる。常温保存可能なものを除き、原則当日使い切る量を使用日当日に納品できること。
- (3) 原則として上尾市及び近郊に本店、支店、営業所、工場等固定した事業施設のいずれかが有り、納入物資に不良品がある場合は直ちにその交換ができる等の、迅速で確実な連絡設備を有していること。

11 審査結果

審査後、「保育所等給食物資納入業者」への登録の可否については決定・不決定通知にてお知らせいたします。その後、登録決定業者には「保育所等給食物資購入契約書」を送付し、契約を締結します。

12 請求と支払いについて

納品書及び請求書は当月末までに各保育所へお届けください。各保育所から、請求書が保育課に送付され、その後翌月末までに指定口座にお支払いいたします。

上尾市 こども未来部 保育課 管理担当（上尾市役所5階）

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話：048-774-5044 FAX：048-774-5342